

石川県公報

令和 8 年 10 月 5 日（月曜日）

号 外

（第 57 号）

目 次

条 例	
○石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例 及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事・組織経営課）	1
○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（障害保健福祉課）	1
○登録一時保護委託者が行う一時保護に関する基準を定める条例（少子化対策監室）	4
○石川県地域未来基金条例（産業政策課）	9

条 例

石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月五日

石川県知事 山 野 之 義

石川県条例第二十三号

石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「参考人」の下に「、被害者参加人（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十六条の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。）」を加える。

- 石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和二十二年石川県条例第三十八号）
第九条第九号
- 石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和二十二年石川県条例第三十九号）
第十条第九号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和八年十月五日

石川県知事 山 野 之 義

石川県条例第二十四号

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第一条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四十七条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第四十七条 指定児童発達支援事業者は、法第二十一条の五の十八第四項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものに係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第五十九条中「第三十四条」の下に「、第四十七条」を加える。

第七十八条、第七十八条の二、第八十一条の九及び第八十九条中「から第四十六条まで、第四十八条」を削る。

（指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第二条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第四十四条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第二十四条の十一第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものに係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成二十四年石川県条例第六十二号) の一部を次のように改正する。

第十一条の三の次に次の一条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第十一条の四 児童福祉施設(助産施設、児童厚生施設(児童館を除く。)、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。)の設置者は、法第四十五条第七項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定により、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものに係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成二十六年石川県条例第四十号) の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「平成二十年文部科学省告示第二十六号」を「平成二十九年文部科学省告示第六十二号」に改める。

第六条第一号中「第六条」を「第五条」に、「平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第一号」を「平成二十九年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第一号」に、「平成二十年厚生労働省告示第百四十一号」を「平成二十九年厚生労働省告示第百十七号」に改める。

第九条に次の一項を加える。

12 認定こども園の設置者は、法第六条の規定により、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項及び第十条の三において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものに係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。第十条の三において同じ。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第十条の二の次に次の一条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第十条の三 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十二条第六項において準用する法第六条の規定により、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある

環境の下で当該園児に接するものに係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

登録一時保護委託者が行う一時保護に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和八年十月五日

石川県知事 山 野 之 義

石川県条例第二十五号

登録一時保護委託者が行う一時保護に関する基準を定める条例

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十条の二十二第二項の規定により、法第三十二条第一項第一号に規定する登録一時保護委託者（以下「登録一時保護委託者」という。）が行う一時保護に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的等）

第二条 最低基準（この条例で定める基準をいう。次項において同じ。）は、登録一時保護委託施設（登録一時保護委託者が一時保護を行う施設をいう。以下同じ。）に入所している児童（以下「入所児童」という。）が、明るく衛生的な環境の下で、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 知事は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

（一般原則）

第三条 登録一時保護委託者は、入所児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重しなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所児童の国籍、信条、社会的身分等によつて、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第三十二条第一項及び第二項に規定する一時保護の目的を達成するために、必要な体制を整備するとともに、必要な設備を設けなければならない。

（入所児童の権利の制限）

第四条 登録一時保護委託者は、正当な理由がなく、入所児童の権利を制限してはならない。

2 登録一時保護委託者は、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず入所児童の権利を制限するときは、当該入所児童に対し、その理由について十分な説明を行い、当該入所児童の理解を得るよう努めなければならない。

（入所児童の行動の制限）

第五条 登録一時保護委託者は、施設等により入所児童の行動を制限してはならない。

（虐待等の禁止）

第六条 登録一時保護委託者の職員は、入所児童に対し、法第三十二条の十第一項各号に掲げる行為その他当該入所児童の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（児童対象性暴力等の防止）

第七条 登録一時保護委託者は、法第三十四条の二十二第六項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に入所児童を適切に保護するため、入所児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該入所児童に接するものに係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第八条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 登録一時保護委託者は、非常災害対策に関する計画を策定し、及びこれを実施しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、前項の計画に基づき、避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行わなければならない。この場合において、避難訓練及び消火訓練は、毎月一回以上行わなければならない。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第九条 登録一時保護委託者は、入所児童の登録一時保護委託施設外での活動、取組等のための移動その他の入所児童の移動のために自動車を運行するときは、入所児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の入所児童の所在を確実に把握することができる方法により、当該入所児童の所在を確認しなければならない。

（入所児童の権利擁護）

第十条 登録一時保護委託者は、入所児童に対し、その意見又は意向（法第三十二条の三の三に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

（入所児童の所持品）

第十一条 登録一時保護委託者は、合理的な理由がなく、入所児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 登録一時保護委託者は、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず入所児童の所

持する物の持込みを禁止しようとするときは、あらかじめ、児童相談所長又は知事に協議しなければならない。ただし、当該入所児童又は他の入所児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、この限りでない。

3 児童相談所長又は知事は、登録一時保護委託者が前項の規定により入所児童の所持する物の持込みを禁止するときは、当該登録一時保護委託者と協力して、当該入所児童に対し、その理由について十分な説明を行い、当該入所児童の理解を得るよう努めなければならない。

4 登録一時保護委託者は、入所児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(設備の基準)

第十二条 登録一時保護委託施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 採光、換気等入所児童の保健衛生及び入所児童に対する危害の防止に十分考慮されたものとする。

二 入所児童の居室、食事をする場所、浴室及び便所を設けること。

三 入所児童の居室は、入所児童が穏やかに過ごすことができ、かつ、安心して生活を送ることができる環境とすること。

四 入所児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。

五 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする。ただし、少数の入所児童を対象として設けるときは、この限りでない。

六 入所児童の居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

七 二十人以上の児童を入所させる登録一時保護委託施設にあつては、医務室及び静養室を設けること。

八 入所児童の生活の場は、当該入所児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境とすること。

(職員の一般的要件)

第十三条 入所児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

(夜間の職員配置)

第十四条 登録一時保護委託者は、夜間、登録一時保護委託施設に職員一人以上を置かなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十五条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設を他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じ、当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第十六条 登録一時保護委託者は、入所児童の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めなければならない。

3 登録一時保護委託者は、入所児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 登録一時保護委託者は、入所児童に清潔な衣服を支給し、又は貸与しなければならない。この場合において、下着は、入所児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを支給し、若しくは貸与しなければならない。

5 登録一時保護委託者は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第十七条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において入所児童に食事を提供するときは、栄養及び入所児童の身体的状況を考慮しなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所児童及び職員の健康状態の把握等)

第十八条 児童相談所長又は知事及び登録一時保護委託者は、入所児童の健康状態を把握するために、当該入所児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 登録一時保護委託者は、前項の措置を講じようとするときは、あらかじめ、児童相談所長又は知事に協議しなければならない。ただし、当該入所児童又は他の入所児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、この限りでない。

3 医師又は歯科医師は、第一項の措置の実施により入所児童の健康状態を把握したときは、当該入所児童の健康を記録する表に必要な事項を記入するとともに、必要に応じ、一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。

4 登録一時保護委託者は、職員の健康状態の把握に当たっては、入所児童の食事を調理する者について、特に綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第十九条 登録一時保護委託施設における養護は、入所児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ当該入所児童を養育することにより、入所児童の心身の健全やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第二十条 登録一時保護委託施設における生活支援は、入所児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 登録一時保護委託施設における教育は、入所児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 登録一時保護委託者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園を除く。)に在籍している入所児童が適切な教育を受けることができるよう、当該入所児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、児童相談所と協力して、通学の支援その他の教育に必要な支援を行うよう努めなければならない。

4 登録一時保護委託者は、入所児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、児童相談所と協力して、必要な支援等を行うよう努めなければならない。

5 登録一時保護委託者は、入所児童が適切な支援を受けることができるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(内部の規程)

第二十一条 登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要な事項に関する規程を定めなければならない。

一 入所児童の支援に関する事項

二 登録一時保護委託施設の管理についての重要事項

(入所児童の処遇の状況に係る記録)

第二十二条 登録一時保護委託者は、入所児童の処遇の状況を記録しなければならない。

2 児童相談所長は、必要があると認めるときは、登録一時保護委託者に対し、前項の規定による記録を提供するよう求めることができる。

(秘密保持等)

第二十三条 登録一時保護委託者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 登録一時保護委託者は、当該登録一時保護委託者の職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第二十四条 知事は、入所児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の措置を講ずるに当たっては、苦情の公正な解決を図るために、当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第二十五条 登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和八年十月一日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第七条の規定は、同年十二月二十五日から施行する。

石川県地域未来基金条例をここに公布する。

令和八年十月五日

石川県知事 山 野 之 義

石川県条例第二十六号

石川県地域未来基金条例

(設置)

第一条 多様で魅力ある地域資源を最大限に活用することにより、地場産業をはじめとする地域産業及び地域経済の持続的な成長を図ることに資する事業に要する経費の財源に充てるため、石川県地域未来基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(第四条及び第五条において「予算」という。)において定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第一条の経費の財源に充てるものとする。
ただし、この基金に繰入することを妨げない。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。